

松本市薪ストーブ等購入補助事業



申込みは
こちらから

交付要件

- 対象者：市内在住者(事業所含む)・市税に滞納がないこと
性能：二次燃焼機能を有する若しくは熱効率60%以上の性能を有するもの
その他：3月上旬までに検査完了できること・県内事業所又は代理店から購入(建築工務店等からの購入は不可)

補助金申請書提出



書類審査(市)



事業実施(施工主)



実績報告書提出(施工主)



書類審査(市)



請求書提出(施工主)



支払い(市)

- ☆交付申請書(様式第1号)作成
- ☆添付書類 ・本体価格の見積書 ・設置場所、住宅の位置図・設置前写真
・ストーブのカタログ・住民票・誓約書
・松本市税関係情報の閲覧等に関する同意書

☆申請受付日から7営業日以内に書類審査を行い、交付決定

- ☆決定書を受領後設置可能
設置完了後、1週間以内に実績報告書を提出

- ☆実績報告書(様式第6号)作成
- ☆添付書類 ・領収書の写し(本体価格)
・写真(ストーブ設置後の本体、屋外から見た煙突、取扱説明書)

- ☆薪ストーブ等の設置状況を確認
- ☆補助金確定通知書の送付(請求書(様式第8号)同封)

☆請求書(様式第8号)作成

☆薪の使用量等報告書の提出(設置翌年度から3年間毎年1回提出)